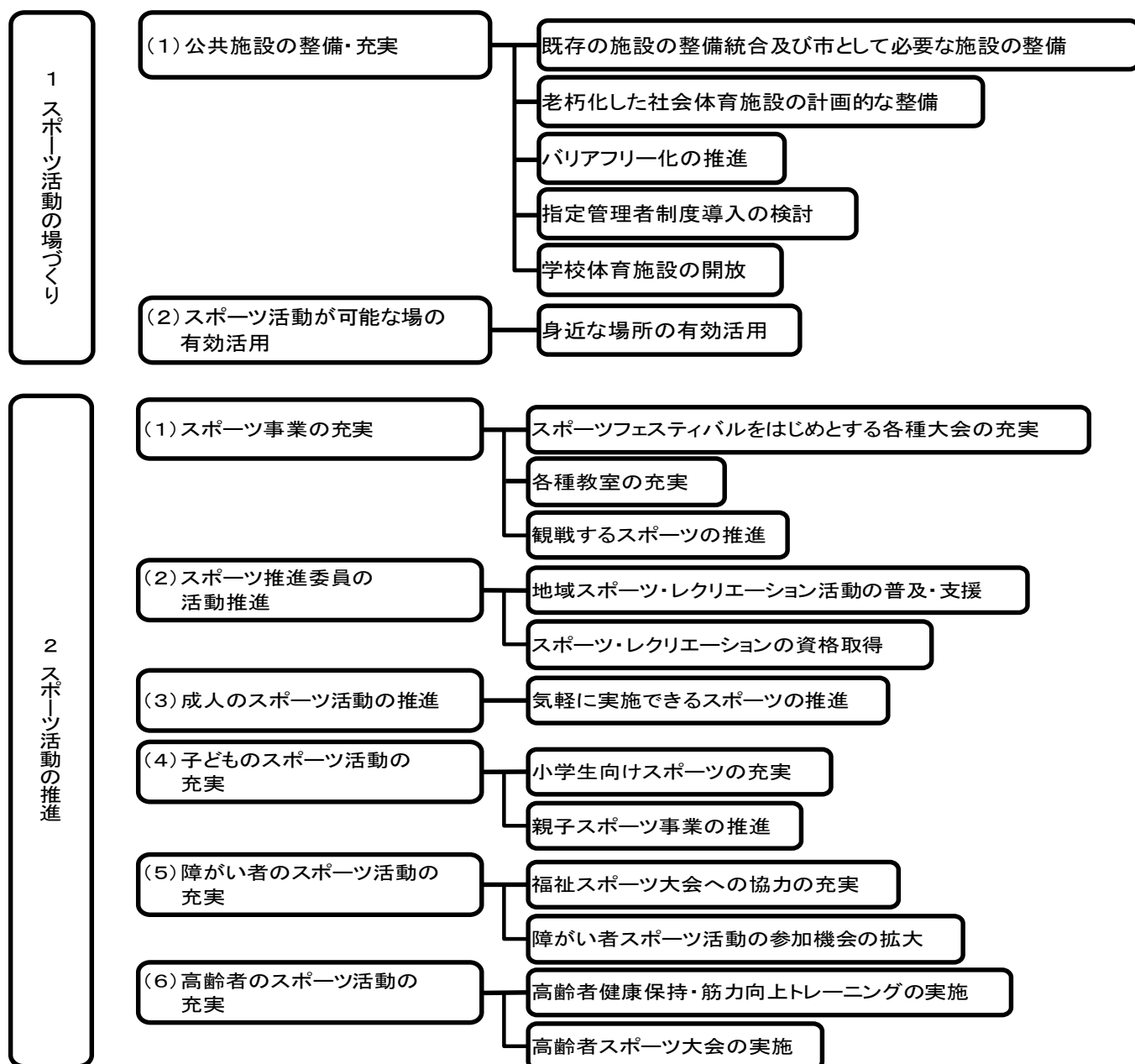
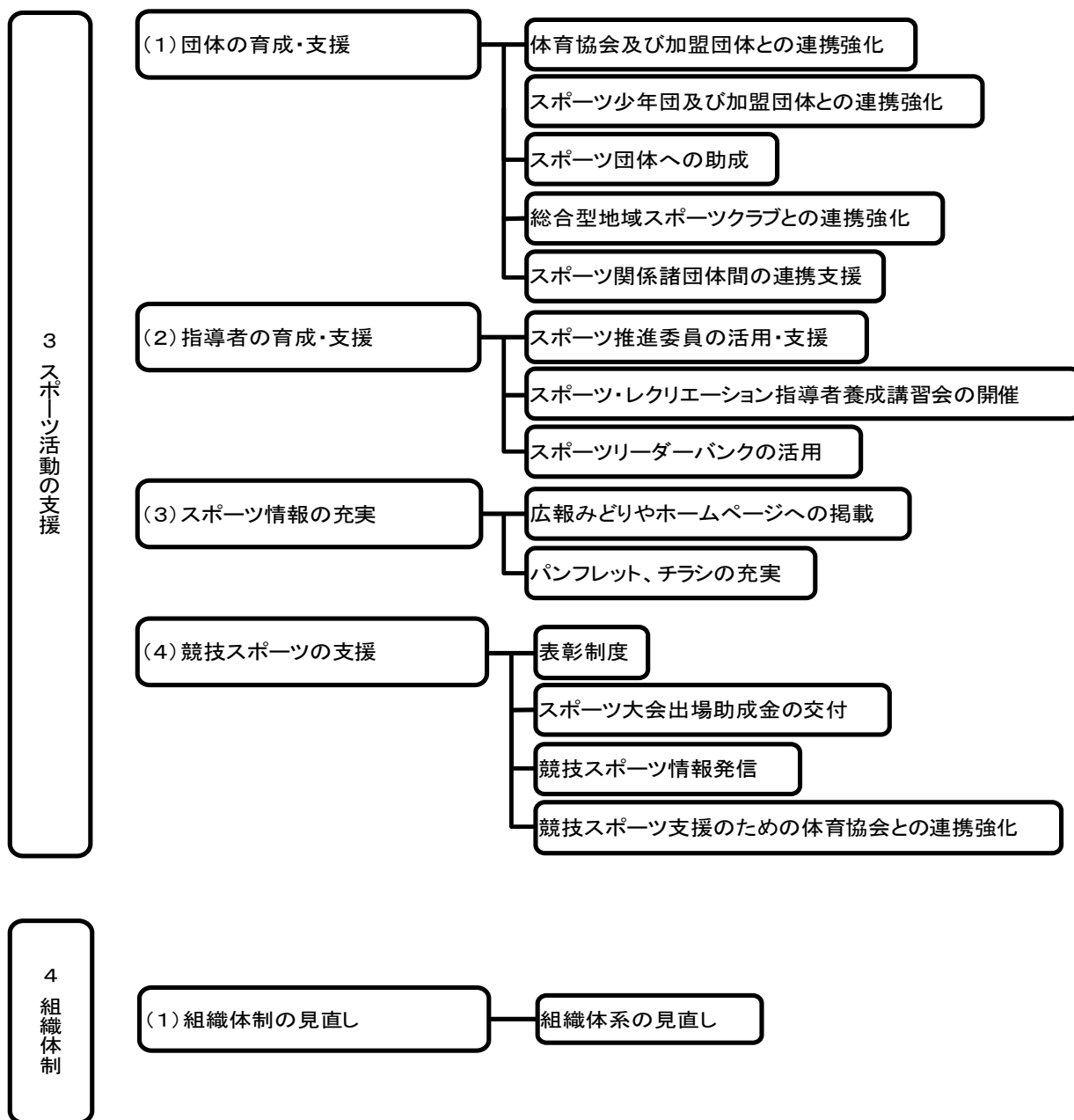


第3章 施策の体系と具体的な取り組み

◆施策の体系

スポーツ推進に取り組むにあたり、スポーツをただ単に行うものという意味だけでなく、観るもの、支えるものといった多様なとらえ方をしていきます。こうした「する」「観る」「支える」といった参加形態により、スポーツ人口のすそ野を広げることで生涯スポーツの実現を可能にしていくものです。これらの多様な参加形態をスポーツ活動と総括し、本計画の推進に必要なスポーツ振興に関する施策を体系的・網羅的に整理しました。これら施策は、社会教育課が中心となり、庁内関係各課、市民やスポーツ関係者・関係団体、また企業などと連携調整し効果的に展開を図ります。





◆具体的な取り組み

1 スポーツ活動の場づくり

近年、健康に対する意識向上などにより市民のスポーツ活動への要望は多様かつ高度になっており、社会体育施設の整備についてもより充実したサービスを求める声が増えています。

社会体育施設は、市民のスポーツ活動の振興と世代や地域の枠にとらわれないコミュニティづくりの拠点にもなります。施設の維持管理などにおいても行政のみならず各種関係団体や近隣住民、施設の利用者など多方面の方々に携わってもらい、スポーツの場を通じた交流を促していきます。

(1) 公共施設の整備・充実

【既存の施設の整備統合及び市として必要な施設の整備】

2015年度（平成27年度）に実施した「運動・スポーツに関する意識調査」では、みどり市に今後必要だと思う社会体育施設として、陸上競技場、市民球場、市民プールなどが挙げられました。本計画の計画期間10年間の中で、西鹿田地区に第3種公認を目指した陸上競技場を整備し、既存の西鹿田グラウンドから水辺公園まで一帯を（仮称）西鹿田グリーンパークとして公園整備を行います。

（仮称）西鹿田グリーンパークに整備する陸上競技場は、全天候型舗装による8レーンの400mメイントラックと、200mのサブトラックを備え、加盟団体陸上競技選手権大会等、主な競技会が行えるものになります。この整備により、これまで市内の既存施設では開催できなかった県大会相当の公認競技会も可能になります。また、競技場にはナイター設備も設置しますので、これまで市有施設で開催できなかった小学生ナイター陸上競技教室も開催することができます。

また、既存の専用グラウンドについても、競技スポーツの振興を図るため各競技の公認規格への移行を検討します。



今計画では陸上競技場を優先的に整備することになりますが、ほかにも要望の高い市民球場や市民プールについても、用地や整備費並びに維持管理費等の課題もあることから、将来的な整備の必要性を検討しながら調査研究を行っていきます。

【老朽化した社会体育施設の計画的な整備】

みどり市は、2006年（平成18年）3月に合併・誕生してから10年余りが経過しましたが、合併後に整備された市民体育館や、笠懸グラウンドゴルフ場、ながめ南多目的運動公園をはじめとした市内社会体育施設は屋内外合わせて22施設があります。

しかし、その多くは合併前に設置されたものであり経年による老朽化が進んでいます。スポーツ振興を進めるため、市民にとって身近で使いやすい施設であることを念頭に置き、施設の老朽化調査を行い、これら施設が常に安全で良好な状態に保たれるよう予防的修繕を計画的に行い、施設の保全に努めていきます。

また、経年劣化による維持管理費の増大化が懸念されるような施設に関しては、費用対効果の観点から、統廃合などを視野に入れた対応を検討します。

【バリアフリー化の推進】

社会体育施設の整備にあっては、障がい者や高齢者が安心安全にスポーツに親しむことができるように、施設のバリアフリー化に努めていきます。入口スロープなどの整備はできていますが、トイレのユニバーサル化の検討なども視野に入れ、幅広いバリアフリーを目指していきます。

【指定管理者制度導入の検討】

社会体育施設のサービス向上と経費節減を目指して、指定管理者制度の導入を検討していきます。

【学校体育施設の開放】

多くの人ができるように、定期利用のルールを見直していきます。さらに、学校との連絡調整を強化し、これまで以上に利用拡大を図ります。学校施設の利用は、既存施設を有効に利用できることに加え、市内に点在するという立地状況から市民の利便性向上も期待できます。

（2）スポーツ活動が可能な場の有効活用

競技スポーツのみならず、軽スポーツなどを含めた広義のスポーツ活動が可能な場として、社会体育施設や学校施設などのスポーツ施設だけにとどまらず、気軽にスポーツができる場所が必要です。

【身近な場所の有効活用】

みどり市の豊かな自然を生かした遊歩道でのウォーキングや、公園でのジョギングなど、スポーツやレクリエーションの場として身近な施設を有効に活用できるよう環境を整備していくことが肝要です。

気軽にウォーキングをしたり自転車に乗ることが出来るという環境をつくることで、一人ひとりの運動促進につなげます。ただし、道路を利用した運動環境づくりとなると、教育委員会だけにとどまらず、みどり市として国や県とも連携しながら道路を安全な環境にしていかなければ

ればなりません。

既存施設の有効活用のひとつとして、笠懸地区の市民体育館を核に隣接市有施設内を利用したウォークアンドランのコース整備を検討します。体育館を起点に笠懸グラウンド、球技場などを周回するよう設定することにより、市有地内のみで階段昇降などの負荷を加えた2～3キロメートル程度のウォーキングコースを想定します。これにより、車道へ出ることなく安全に健康づくりやトレーニングが出来る場所を市民に提供し、日常の運動促進に役立てられるようにします。

2 スポーツ活動の推進

誰もが気軽にスポーツに親しむことは体力の向上だけでなく、人や地域間の交流促進、心身の健康の保持増進につながります。しかし、近年は生活の利便性向上に伴い生活様式が変化してきていることにより、人々が生活の中で体を動かす機会が減少し、体力や運動能力の低下が問題になっています。2016年度（平成28年度）に実施したまちづくり市民アンケートによると、みどり市では週1回以上スポーツ活動に親しむ成人市民の割合が32.4%となっていますが、第2次みどり市総合計画において35%を目指し、この数字を「めざそう値」とし、めざそう値達成のため、さらなるスポーツの推進を図ります。

（1）スポーツ事業の充実

【スポーツフェスティバルをはじめとする各種大会の充実】

市民の多様なニーズを把握し、既存事業の継続をしつつ新たな事業も模索します。既存事業については、随時内容を見直しながらさらなる充実を図ります。新たな事業は、スポーツを取り巻く環境の変化を見ながら、市民の意向を注視していきます。

【各種教室の充実】

夏休み期間に開催する小学生ナイター陸上競技教室は、毎年多数の参加者があり好評なため今後も継続していきます。今後、ほかにも各種スポーツ教室や大会、イベントなどにおいて、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブと連携して、小学生向けスポーツの充実に努めます。

また、スポーツ推進委員によるニュースポーツの出前講座も多くの申込みがあり好評を博しています。今後も当事業のさらなる周知拡大、内容の充実を図っていきます。

ただ、出前講座については市民からの申込みに対して講座を開くという受動的な流れになっているため、さらなるニュースポーツの普及に向けて、スポーツ推進委員による積極的な教室開催を展開したいと考えています。例えば、スポーツ推進委員が順番に主となり自分の地域のニュースポーツ教室を開催し、他地域のスポーツ推進委員は指導者として教室に協力参加をします。こうすること



により、出前講座の申込みがない時期でもスポーツ推進委員から積極的な普及活動を行っています。

さらに、体育協会や総合型地域スポーツクラブなどとの連携を強化して各種教室を開催したり、市民からの意見を聞きながら教室の発案をしてもらうなど、企画へ参画してもらうことによって支えるスポーツが推進されることも期待します。

【観戦するスポーツの推進】

観るスポーツもスポーツ活動の一環であると考えられます。スポーツを観て楽しんだり感動したりすることは、スポーツへの参加意欲を高めることにつながります。

広報やインターネットなどを通じて県内で開催されるプロスポーツ競技などの情報提供をしていきます。

(2) スポーツ推進委員の活動推進

みどり市教育委員会にはスポーツ推進委員がいます。古くは体育指導委員と呼ばれていましたが、2011年（平成23年）のスポーツ基本法制定とともに、その名称が体育指導委員からスポーツ推進委員に変わりました。スポーツ推進委員の役割は、スポーツの実技指導をはじめ、スポーツに関する指導助言やスポーツ推進のための事業の実施にかかる連絡・調整をすることです。スポーツ推進委員は教育委員会から委嘱されている非常勤公務員であり、行政と対等の立場で活動を行っています。スポーツ推進委員が積極的に地域ごとのスポーツ振興に関わり、ひいては市内全域のスポーツ活動の推進を図ります。

【地域スポーツ・レクリエーション活動の普及・支援】

スポーツ推進委員は主に近年ニュースポーツと呼ばれる軽スポーツの普及に努め、競技スポーツのような専門的なものでなく、健康づくりや楽しみのために市民が幅広くスポーツ活動に参加できるような支援をし、市民のスポーツ意識高揚やスポーツ人口のすそ野を広げていくような活動を進めます。

スポーツ推進委員は市内各地域にいますので、それぞれの地域でのスポーツに関する連絡調整に努めます。第一段階としては地域ごとのスポーツ・レクリエーション活動などを推進し、また、地域ごとに開催されているスポーツ大会などを積極的に支援することで、深く地域に関わっていくこととします。それをきっかけとし、第二段階としてスポーツ推進委員相互の連携により地域ごとの活動をみどり市全体の活動へと昇華させることが出来ます。

【スポーツ・レクリエーションの資格取得】

スポーツ推進委員は市民へスポーツに関する指導や助言をするため、常に資質向上に努め、自己研鑽をしていく必要があります。ニュースポーツに始まるスポーツ・レクリエーションも数多くあり、スポーツを振興する上で市民の要望も多様になっていくことが想定されます。スポーツ推進委員それぞれが資格取得に努めることで市民は多種多様な指導を受けることができ、市民のスポーツ活動参加への利益として期待できます。また、有資格のスポーツ推進委員が講師となり講座を開くことによって、さらに指導者を養成していくことが期待できます。

(3) 成人のスポーツ活動の推進

【気軽に実施できるスポーツの推進】

この年代は、仕事や家事が生活スタイルの中心となりがちで継続的なスポーツから遠ざかり、スポーツに参加する機会が減少傾向にあります。余暇時間の中で、意識的にスポーツに興味や関心を持ち参加する機会を増やしていかなければなりません。

市民体育館のトレーニングルームなどの利用促進や、本格的なスポーツとまでいなくても、近所の用足しや通勤などで自動車利用から自転車や徒歩に切り替えるだけで、日々の生活に運動を取り入れられることにもつながりますので、積極的なスポーツ参加に向けた情報を発信していきます。

(4) 子どものスポーツ活動の充実

【小学生向けスポーツの充実】

毎年夏休み期間に実施している小学生ナイター陸上競技教室は多くの参加者があり、この教室で指導を受けた小学生が将来講師として教室に戻ってきて、また新たに小学生に指導をするという循環型の教室になっており、さらなる内容の充実を図りながら教室を継続していきます。そのほかにも各種スポーツ教室や大会、イベントなどにおいて、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブと連携して、小学生向けスポーツの充実に努めます。

【親子スポーツ事業の推進】

親子スポーツ教室の開催などに努め、日ごろ体を動かす機会が少ない方に親子で楽しみ、ふれあう機会を提供することにより、スポーツ参加を促進しつつ体力づくりも図っていきます。親世代は、仕事や家事、子育てに日常の時間を費やさざるを得ないことが多く、スポーツ活動に参加する時間が作れない傾向にありますので、親子参加を促すことにより体を動かすきっかけづくりを支援します。

(5) 障がい者のスポーツ活動の充実

【福祉スポーツ大会への協力の充実】

障がい者団体や障害者支援施設、その他の福祉関係団体が一堂に会し、軽スポーツ等を通じて福祉コミュニティの輪を広げる福祉スポーツ大会に対し、スポーツ推進委員などが積極的に協力していく体制の強化に努めます。

【障がい者スポーツ活動の参加機会の拡大】

障がいのある人がスポーツ活動に参加することは、体力の向上や機能回復などのほか、生きがいを持つことや自立を促進することにつながります。さらに、近年は東京 2020 パラリンピック競技大会への機運とともに、障がい者スポーツに対する関心は日々高まってきており、みどり市でも障がい者スポーツの環境づくりが必要です。国や県で実施している障がい者スポーツ大会の情報提供など、障がい者スポーツへの参加機会の拡大を目指します。また、障がい理解のあるスポーツ指導者の確保・育成を図っていきます。

(6) 高齢者のスポーツ活動の充実

【高齢者健康保持・筋力向上トレーニングの実施】

スポーツ活動に参加することは心身の健康保持・増進に寄与して介護予防になるほか、人や地域間の交流、生きがいづくりにもつながります。市民体育館トレーニングルームの利用などを促進するとともに、個人の興味や関心はもちろん、年齢や体力にあわせてみんなが取り組みやすく多くの人が参加しやすいスポーツやトレーニングメニューなどを充実させていきます。

【高齢者スポーツ大会の実施】

老人クラブ連合会の各種大会などにスポーツ推進委員などが積極的に関わっていくことで、高齢者団体との連携強化を図り、現行の大会をさらに多種多様化させるよう努めていきます。

3 スポーツ活動の支援

年齢や生活環境、健康状態などライフステージは千差万別ですが、万人がスポーツ活動を楽しむことはスポーツ基本法で定められた権利であり、個人の健康や生きがいにつながります。市民が継続的にスポーツに親しむことができるようにするには、スポーツ団体や優れた指導者との関わりがとて重要で重要。行政は、スポーツ団体の育成や指導者の育成・確保、その支援に大いに努めていく必要があります。

(1) 団体の育成・支援

【体育協会及び加盟団体との連携強化】

スポーツ活動の振興には体育協会やその加盟団体の協力が不可欠です。スポーツフェスティバル等の大会充実のために連携を強化したり、協会の自主運営体制整備のための支援を行っていきます。また、現在みどり市には県内12市による都市対抗競技大会の基礎となる組織がないため、当該大会には参加できていませんが、将来的な参加に向けて組織を立ち上げられるよう努めます。

【スポーツ少年団及び加盟団体との連携強化】

子どものスポーツ活動の振興には、スポーツ少年団及び加盟団体との連携が不可欠です。スポーツフェスティバル等の大会充実のために連携を強化したり、団体の自主運営体制整備のための支援を行っていきます。

【スポーツ団体への助成】

スポーツ活動の振興を図るため、各種スポーツ団体が加盟しているみどり市体育協会の活動支援を行うため事業費の一部を補助する事業を行っていますが、今後も維持継続に努めます。

【総合型地域スポーツクラブとの連携強化】

総合型地域スポーツクラブとは、人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブです。多世代・多種目・多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいい、みどり市には大間々スポーツクラブがあります。今後もスポーツ大会や各種教室の開催運営の委託などを検討し、連携を図ります。ま

た、他地域のスポーツクラブなども、有識者の意見などを参考に調査研究していきます。

【スポーツ関係諸団体間の連携支援】

みどり市のスポーツ活動推進のためには、教育委員会と関係諸団体との連携はもちろん、諸団体間相互の連携も望まれます。教育委員会とスポーツ推進委員が中心となり、体育協会や大間々スポーツクラブをはじめとする市内スポーツ関係諸団体と必要に応じて意見交換や勉強会などを実施するなど連絡調整を図り、また、スポーツ関係にとどまらない諸団体とも連携しながらスポーツ振興に努めます。

また、関係諸団体間相互の連携について支援を行っていきます。

(2) 指導者の育成・支援

【スポーツ推進委員の活用・支援】

スポーツ活動の振興には、指導者の養成が不可欠です。スポーツに対するニーズが高度多様化するにつれ、質の高い技術や技能を習得した指導者の需要は高まっており、みどり市に必要なのはこういった指導者であるかを明確にして養成していく必要があります。

みどり市教育委員会には、スポーツ基本法に基づいた「スポーツ推進委員」が置かれていません。スポーツ推進委員は、地域のスポーツ推進のための事業の実施にかかる連絡調整や住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行います。スポーツ推進委員のもとに各地域でスポーツ活動のさらなる推進を図り、地域の指導者となるような組織体制づくりに努めます。

【スポーツ・レクリエーション指導者養成講習会の開催】

スポーツ・レクリエーションは、競技としてだけでなく、健康づくりや楽しみなど、生きがいのある豊かな生活の実現のために多くの効果が期待されています。市民を対象にした地域スポーツ指導者の講習会・研修会を実施してスポーツ・レクリエーション指導者の充実を図ります。スポーツ団体など関係団体やその他の関係機関に所属する指導者はもとより、そういった団体などに属していない潜在的な指導人材の発掘を目指します。

【スポーツリーダーバンクの活用】

みどり市のスポーツ指導者の養成のため、群馬県生涯学習センター内「まなびねっとぐんま」の講師人材バンクや、公益財団法人群馬県スポーツ協会の健康スポーツ指導者バンクを活用していきます。また、みどり市在住で競技スポーツ出身者など、将来的に指導者になれる人を発掘し、みどり市独自の指導者バンクの設置についても模索していきます。

(3) スポーツ情報の充実

【広報みどりやホームページへの掲載】

スポーツに関する情報提供量が乏しいことは、市民がスポーツに触れる機会を逸してしまう原因になる可能性があります。市民がただ単に受け手になるだけでなく、興味や関心を持って積極的に情報を得られるよう、広報みどりなどの紙媒体のほか、インターネットなどを活用し

た多様な情報の提供を検討していきます。

出前講座やスポーツ備品の貸出などをより広く市民に広報し、活用してもらうことにより、市民がスポーツに触れる機会を増やせるよう働きかけます。

【パンフレット、チラシの充実】

各種教室やイベントの開催時などに、スポーツへの参加意欲を高めるよう、また、多くの市民の目に触れるよう、効果的にパンフレットやチラシなどの活用を図ります。

(4) 競技スポーツの支援

【表彰制度】

みどり市民が全国大会などで活躍することは、市民に勇気や感動を与え、スポーツ活動への意欲・関心を高めるだけでなく、みどり市の対外的な知名度向上に大きく寄与します。スポーツ振興において、特に顕著な功績があった市民や各種大会において優秀な成績をおさめた市内在住の競技者を表彰する現制度を維持するとともに、活躍選手を広く周知するなどしてさらなる市民のスポーツへの関心を高めていきます。

【スポーツ大会出場助成金の交付】

市民アスリートの活動支援のため、関東大会以上の競技大会に出場する際の経費の一部を助成する制度を維持継続する一方で、提出書類の簡素化ができるよう改善に努め、さらなる上位競技者の支援を図ります。

【競技スポーツ情報発信】

市内の活躍選手を多くの市民に広く周知することは、スポーツを振興するうえでも非常に重要なことだと考えられます。スポーツに関心を持ってもらうことに加え、市民アスリートのスポーツへの意欲を高め、さらに向上心を培うことにもつながります。体育協会での年2回の広報発行を維持するとともに、みどり市からの情報発信についてもさらなる工夫を図り、より詳細で迅速な情報を市民に向けて発信していけるよう努めます。

【競技スポーツ支援のための体育協会との連携強化】

体育協会は、多くの各種競技スポーツ経験者で組織されており、その分野への専門知識に精通しています。体育協会は、競技力の育成や指導、大会の支援まで幅広い活動を行っており、みどり市の競技スポーツをはじめとしたスポーツ活動の発展・振興のためには体育協会の協力が不可欠です。体育協会には、主に競技スポーツ分野での協力を仰ぐこととなりますが、スポーツ・レクリエーションなどの幅広い分野での人材も豊富なため、様々なスポーツ分野での連携を強化して、スポーツ活動の推進を図っていくこととなります。

4 組織体制

国及び地方公共団体のスポーツ振興施策は、スポーツ基本法の総則での基本理念やスポーツ基本計画等に示されているように、その地域の住民がスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めることであることから、ソフト及びハード両面におけるスポーツ環境を整えていくことが中心となります。そのためには、みどり市のスポーツ行政にかかる組織の見直しを含めた改革も検討していく必要があります。

(1) 組織体制の見直し

【組織体系の見直し】

スポーツ基本法の規定には、自治体にスポーツ推進計画やその他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、スポーツ推進審議会等の合議体を置くことが出来ると規定しています。この合議体の委員は、スポーツの各種団体などから選任され、各種大会や各種教室の企画立案や指導者の養成、さらには本計画に対する進捗状況などのほか、スポーツに関することを関連団体で横断的に協議することができ、これまで述べている各種団体の連携強化に非常に有効な組織であると考えられます。今後、みどり市のスポーツ推進審議会等の設置について調査研究に努め、組織化を検討していきます。

また、県内12市のうちスポーツ専管課がないのはみどり市だけであり、現状は社会教育課スポーツ振興係がスポーツ行政を担っています。今後、スポーツのさらなる振興に向けてみどり市においても行政組織体制を整備・充実させるため、スポーツ専管課の設置について検討していきます。